

## 地域観光資源の多言語解説整備支援事業 よくある質問

Q1. なぜ協議会の設立が必須なのか

A1. 面的整備の観点から、複数の団体で協議会を設立して頂いた場合は、解説文作成時の窓口対応や、解説文作成後の情報媒体整備について円滑に事業を進めるため、設立は必須とさせていただきます。

Q2. 今後の事業スケジュールはどのようになっているのか

A2. 事業内容の詳細については、令和2年度「地域観光資源の多言語解説整備支援事業公募要領及び、【別紙1】令和2年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業スケジュール(以下、スケジュール)、【参考資料】多言語解説文作成イメージを参考にしてください。

Q3. 【様式3】整備対象一覧表の記載については、どの程度まで記載すべきか

A3. 各地域の支援額は500～1,000万/地域(25～50解説文)を目安とし、【様式3】の内容に基づき観光庁で決定するため、記載については、現時点で分かっている範囲で構いませんので、できる限り多くの整備対象・整備細目を記載いただきますようお願いいたします。

Q4. 【様式3】の記載内容については、提出後に変更できるのか

A4. 4月以降、各地域の整備対象を含む事業計画について、観光庁が派遣する専門人材等と事前調整を行った上で現地取材を実施いたします。  
事前調整による計画の見直し及び現地取材を実施した結果、整備対象の変更をすべきと判断した場合、整備対象を変更することができます。

Q5. 解説文作成ができない内容があるか

A5. 本事業で整備対象とすることができない内容については以下の通りです。

- ・禁止や注意を促すもの、単純な翻訳作業で足りるもの(地図等)、については、本事業の対象外となります。
- ・日本遺産のストーリーそのものを対象とするもの、及び日本遺産の構成資産のみでの申請は本事業の対象外となります。

Q6. 国立公園は整備の対象になるのか

A6. 国立公園の実施については、各国立公園管理事務所に相談をしたうえで申請してください。

Q7. 年度内に情報発信媒体整備ができないが申請できるのか

A7. 申請可能です。令和2年度中に解説文の作成を行い、令和3年度以降、作成した解説文を使って情報発信媒体整備を実施することができます。

ただし、情報発信媒体整備について、具体的に事業計画が決まっているものを優先的に採択する可能性があります。

Q8. 情報発信媒体整備は支援の対象にならないのか

A8. 本事業で実施するのは解説文の作成のみであり、情報発信媒体整備については支援の対象ではありませんので、独自予算にて実施していただくことになります。別途補助事業について申請を行うことが可能ですが、申請にあたっては以下の点についてご確認いただき、十分理解の上申請を行ってください。

(以下の事業は、地域が媒体整備を実施するにあたり、対象となりうる事業の一例です)

- ・以下のいずれの事業についても、条件を満たさない場合は補助対象となりえないことにご留意ください。
- ・事業の詳細については、各事業のHPをよくご確認ください。補助に当たっての条件、補助対象者、補助率やその他の条件などは各事業により異なります。
- ・いずれも令和元年度事業の案内ですので、令和2年度につきましては、内容に変更生じる可能性があることについてご承知ください。
- ・公募開始時期等、事業に関する内容は各担当へお問い合わせください。
- ・令和3年度以降の活用については、事業の実施が未確定であることにご注意ください
- ・⑦の事業については、「他の国庫補助等の対象となる可能性のある事業は、その補助制度が優先され対象としない」とされているため、下記の事業をはじめとする他の補助事業の対象とならない場合には活用できる可能性があります。

① 文化庁「文化財多言語解説整備事業」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseki\\_seibijigyo/1414825.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/tagengokaiseki_seibijigyo/1414825.html)

② 環境省「国立公園多言語解説等整備事業」

<http://www.bes.or.jp/nprs/>

③ 観光庁「ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

[http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08\\_000105.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000105.html)

④ 観光庁「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

⑤ 国土交通省「離島活性化交付金」

[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku\\_chirit\\_fr\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html)

⑥ 農林水産省「農山漁村振興交付金」

[https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/190201\\_1.html](https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/190201_1.html)

⑦ 内閣府「地方創生推進交付金(まち・ひと・しごと創生交付金)」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

Q9. この事業は国が直接執行するのか、もしくは補助事業なのか。

A9. 本事業は、補助金、交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。解説文の作成に当たっては、事業計画に基づき、国が直接執行します。なお、対象経費全般については事務局が管理を行います。

Q10. 地域に英語を話せる人がいないため、専門人材の現地取材の際の対応が困難であるが、申請しても良いか。

A10. ネイティブの専門人材と共に、日本語が話せる人材が取材に同行しますので申請可能です。現地取材の際は、整備対象について専門的知識を有している方にご対応をお願いします。

Q11. 公募要領3. (1)②に中国語について記載されているが、本事業で作成出来るのか。

A11. 中国語解説文の作成地域は、令和2年度事業申請時に、中国語の整備の意向がある地域の中で、中国人が多く訪れる、効果の高い地域を観光庁で選定し、決定する予定です。決定時期は、令和2年4月以降を予定しております。

Q12. 公募要領6. (5)に記載されている監修者で推薦出来る方がいないが、どうすればいいか。

A12. 地域の観光資源に対して精通している方が望ましいため、地域からの推薦を依頼しておりますが、該当する方がいらっしゃらない場合は、事務局までご相談ください。